

入札説明書

脱水機油圧シリンダー更新工事

(06-R8GT4-003)

令和 8 年 9 月

奈良県広域水道企業団

入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札（事後審査型）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事（以下「登録業種工事」といいます。）の建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札書の提出の日から開札日までの期間に、五條市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなします。

- (7) 登録業種工事の元請実績を有する者であること。ただし、建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、共同企業体の代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限ります。

2 競争入札参加資格確認申請書等の提出

開札後、落札候補者は、奈良県広域水道企業団企業長が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を下記により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 「競争入札参加資格確認申請書（様式1）」

イ 「配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（様式3）」

※ 入札公告第2の4に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式3に記載してください。また、技術者の資格を証する書面（の写し）及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理技術者資格証の写し（裏面含む）及び監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合添付は不要です。）を添付してください。

ウ 「現場代理人報告書（様式S8）」

※ 3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（保険証及び賃金台帳又は出勤簿等）を添付してください。

エ 建設業許可証明書の写し

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

※ 期限までに提出されない場合は、失格となります。

※ 次順位者以降の者が落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書等の提出期限は、別途指示します。

(4) 提出方法 持参により提出してください。

(5) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

3 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認を実施します。競争入札参加資格が

確認できない場合は、失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として、競争入札参加資格の確認を実施します。

4 入札の手続き等

(1) 入札書は、簡易書留郵便により到着期限までに提出してください。

※入札書は、令和8年9月28日(月)以降に郵送を開始してください。郵便局留の保管期限は、郵便局に到着した日の翌日から起算して10日間のため、到着期日までに返送されないようご注意ください。

(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことができません。

5 落札者候補者の決定方法

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

(2) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中からあらかじめ選任した立会人が出席して行うものとします。また、代表者以外の者が代理人として開札に立ち会う場合は立会委任状が必要となります。ただし、立会人が欠席の場合、開札事務従事者、当該入札事務に関係のない企業団職員の立会により行います。

(3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」により競争入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」は、同価格の入札をした者が当該入札の開札立会人又はその代理人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、当該入札事務に関係ない企業団職員が代わってくじを引きます。

(4) 開札後、落札の決定については一時保留し、競争入札参加資格の確認を行ったうえで、落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し入札結果を奈良県広域水道企業団ホームページにより公表します。

7 技術者の配置

落札者は2の(1)のイに定める資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置するものとします。

工事の施工にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りします。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

(1) 入札公告第2に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

(3) 五條市契約規則（昭和39年4月5日五條市契約規則第4号）第10条に該当する入札

及び入札に関する条件に違反した入札

- (4) 企業団により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間に
おいて入札参加停止を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加
する者に必要な資格のない者の行った入札

9 入札の中止

入札手続執行途中で、入札参加可能者が1者未満となったとき、あるいは入札時に入札参
加者が1者未満となった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止します。

10 その他

(1) 契約書作成の可否等

要します。落札者は、五條市契約規則（昭和39年4月規則第4号）第19条第1項の
規定に基づき落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとします。

電子契約によることを可とします。

(2) 技術者のコリンズ登録

要します。

契約締結後10日以内に「登録内容確認書」の写しを工事担当課に提出してください。

別表 1

	工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
1	機械器具設 置工事	(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当す る者。 同条イ、ロ及びハは以下のとおり。 イ 機械器具設置工事に関し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等 学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若 しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正 7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校 令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した（同法によ る専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有 する者で在学中に国土交通省令で定める学科（建築学、機械工学又は電気工学 に関する学科）を修めた者 ロ 機械器具設置工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ※「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、機械器具設 置工事に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業 担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて述べ120か月以上の 工事経験が必要になります。

	ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者 (2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の3第1号に該当する者。 同号は以下のとおり。 1 機械器具設置工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規定（大正14年文部省令第30号）による検定で第1条に規定する学科（建築学、機械工学又は電気工学に關する学科）に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による検定で同条に規定する学科（建築学、機械工学又は電気工学に關する学科）に合格した後3年以上実務の経験を有する者 (3) 建設業法施行規則第7条の3第2号の次の表の機械器具設置工事業の欄の下欄に該当する者。同欄は以下のとおり。 1 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る1級の第1次検定又は第2次検定に合格した後機械器具設置工事に關し3年以上実務の経験を有する者 2 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定に合格した後機械器具設置工事に關し5年以上実務の経験を有する者 3 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 (4) 専修学校の専門課程を卒業した者のうち、次のアまたはイに該当する者 ア 機械器具設置工事に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第1条に規定する学科（建築学、機械工学又は電気工学に關する学科）を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に關する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称する者 イ 機械器具設置工事に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第1条に規定する学科（建築学、機械工学又は電気工学に關する
--	---

		学科)を修めた者
--	--	----------